



県章

# 滋賀県公報

令和4年(2022年)  
2月18日  
第284号  
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 規 則	
※滋賀県事務委任規則の一部を改正する規則 (人事課) .....	1
○ 告 示	
木材業者の登録 (森林政策課) .....	1
保安林の指定施業要件の変更の通知 (森林保全課) .....	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の 廃止の届出 (障害福祉課) .....	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の廃止の 届出 (障害福祉課) .....	2
○ 公 告	
水源森林地域の区域の変更の案の縦覧公告 (森林政策課) .....	3
大規模小売店舗の新設の届出の公告 (中小企業支援課) .....	3
公共測量実施公告 (監理課) .....	4
公共測量終了公告 (監理課) .....	4
都市計画決定の図書の写しの縦覧公告 (都市計画課) .....	5
○ 環 境 事 務 所 告 示	
土壤汚染対策法による要措置区域の指定 (湖東) .....	5
土壤汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定 (湖東) .....	5
○ 県 税 事 務 所 公 告	
軽油引取税免税軽油使用者証無効公告 (中部) .....	5
○ 土 木 事 務 所 公 告	
道路の位置の指定公告 (湖東) .....	6
○ 雑 報	
落札者決定の公告 .....	6

## 規 則

滋賀県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年2月18日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第4号

### 滋賀県事務委任規則の一部を改正する規則

滋賀県事務委任規則 (昭和55年滋賀県規則第10号) の一部を次のように改正する。

第16条第161号中「第3項」を「第5項」に、「第9条」を「第9条第1項および第3項」に改める。

### 付 則

この規則は、令和4年2月20日から施行する。

## 告 示

滋賀県告示第60号

滋賀県木材業者および製材業者登録条例(昭和29年滋賀県条例第66号)第5条第1項の規定に基づき、木材業者として、次の者を登録した。

この登録業者の名簿は、滋賀県琵琶湖環境部森林政策課および滋賀県中部森林整備事務所に備え置き一般に供覧する。

令和4年2月18日

滋賀県知事 三日月 大造

地方機関名	木材業者	
	住所	氏名
中部森林整備事務所	近江八幡市馬淵町1719番地	株式会社岡本 代表取締役 岡本孝之

#### 滋賀県告示第61号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和4年2月18日

滋賀県知事 三日月 大造

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 近江八幡市(国有林。次の図に示す部分に限る。)、近江八幡市(次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
  - 立木の伐採の方法
    - 次の森林については、主伐は、択伐による。  
近江八幡市(次の図に示す部分に限る。)
    - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。  
(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および近江八幡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 滋賀県告示第62号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和4年2月18日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	事業所番号	廃止年月日
グループホームアポロ	守山市岡町29-5	株式会社Nシステム	守山市岡町29-5	共同生活援助	2521200069	令和4.1.31

#### 滋賀県告示第63号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があった。

令和4年2月18日

滋賀県知事 三日月 大造

精神通院医療機関

名 称	所 在 地	医療の種類	廃止年月日
訪問看護ステーションび あにしも	湖南市菩提寺西四丁目13番12号	訪問看護	令和2.3.31

## 公 告

## 水源森林地域の区域の変更の案の縦覧公告

滋賀県水源森林地域保全条例（平成27年滋賀県条例第6号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき指定した水源森林地域の区域の変更をしたいので、同条第8項において準用する同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該変更の案を縦覧に供する。

令和4年2月18日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 水源森林地域の区域を変更しようとする区域 次の図に示すとおり
- 2 水源森林地域の区域の変更の案の縦覧の場所および期間
  - (1) 縦覧場所
 

滋賀県琵琶湖環境部森林政策課 大津市京町四丁目1番1号  
 滋賀県西部・南部森林整備事務所 大津市松本一丁目2-1  
 滋賀県甲賀森林整備事務所 甲賀市水口町水口6200  
 滋賀県中部森林整備事務所 東近江市八日市緑町7-23  
 滋賀県湖北森林整備事務所 長浜市平方町1152-2  
 滋賀県西部・南部森林整備事務所高島支所 高島市今津町今津1758
  - (2) 縦覧期間 令和4年2月18日から令和4年3月3日まで（各縦覧場所における執務時間内に限る。）
- 3 意見書の提出 条例第6条第8項において準用する同条第4項の規定に基づき、水源森林地域の区域の変更をしようとする区域の保全の見地からの意見を有する者および当該区域内の土地の所有権等を有する者その他の利害関係人は、縦覧に供された変更の案について、滋賀県知事に意見書を提出することができる。
 

なお、条例第6条第8項において準用する同条第5項の規定により、当該意見書に口頭で意見を述べたい旨の記載があるときは、当該意見書を提出した者に口頭で意見を述べる機会を与える。

  - (1) 提出場所 2(1)に示す場所と同じ。
  - (2) 提出期限 令和4年3月3日

（「次の図」は、省略し、その図面を2(1)に示す場所に備え置いて縦覧に供する。）

## 大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を新設する旨の届出があったので公告する。

令和4年2月18日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 （仮称）T R I A L 草津矢橋店 草津市矢橋町159-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社トライアルカンパニー 福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号 代表取締役 永田久男
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社トライアルカンパニー 福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号 代表取締役 永田久男
- 4 大規模小売店舗の新設をする日 令和4年9月27日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 4,460平方メートル
- 6 駐車場の収容台数 197台
- 7 駐輪場の収容台数 42台
- 8 荷さばき施設の面積 124.5平方メートル
- 9 廃棄物等の保管施設の容量 31.68立方メートル
- 10 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 24時間
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯 24時間
- 12 駐車場の自動車の出入口の数 2か所

13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設① 6時から22時まで

荷さばき施設② 22時から6時まで

14 届出年月日 令和4年1月26日

15 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

草津市環境経済部商工観光労政課 草津市草津三丁目13番30号

(2) 縦覧期間 令和4年2月18日から令和4年6月20日まで

16 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 令和4年6月20日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

#### 公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大津市長 佐藤 健司から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和4年2月18日

滋賀県知事 三日月 大造

1 作業の種類 公共測量(基準点測量)

2 作業の地域 大津市全域

3 作業の期間 令和4年1月20日から令和4年3月31日まで

#### 公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和4年2月18日

滋賀県知事 三日月 大造

1 作業の種類 公共測量(基準点測量)

2 作業の地域 甲賀市甲賀町岩室、土山町前野

3 作業の期間 令和4年2月14日から令和4年3月18日まで

#### 公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、近畿農政局湖東平野農業水利事業所長 岡野 光男から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和4年2月18日

滋賀県知事 三日月 大造

1 作業の種類 公共測量(基準点測量)

2 作業の地域 東近江市鯉江町

3 作業の期間 令和4年2月14日から令和4年3月31日まで

#### 公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、長浜市長 藤井 勇治から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和4年2月18日

滋賀県知事 三日月 大造

1 作業の種類 公共測量(空中写真撮影、写真地図作成)

2 作業の地域 長浜市全域

3 作業の終了日 令和4年1月31日

都市計画決定の図書の写しの縦覧公告

近江八幡市が令和4年2月18日に決定した近江八幡八日市都市計画地区計画に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

令和4年2月18日

滋賀県知事 三日月 大造

図書の縦覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県東近江土木事務所管理調整課 東近江市八日市緑町7番23号

都市計画決定の図書の写しの縦覧公告

近江八幡市が令和4年2月18日に決定した近江八幡八日市都市計画地区計画に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

令和4年2月18日

滋賀県知事 三日月 大造

図書の縦覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県東近江土木事務所管理調整課 東近江市八日市緑町7番23号

環境事務所告示

滋賀県湖東環境事務所告示第1号

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第6条第1項の規定により、要措置区域を次のとおり指定する。

令和4年2月18日

滋賀県湖東環境事務所長 仁科 克巳

- 1 指定する区域の所在地 彦根市正法寺町字竹之内562番2および字下山之越658番の各一部
- 2 指定する区域の表示 次の図のとおり
- 3 土壌溶出量基準(土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。)第31条第1項の基準をいう。)に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素およびその化合物
- 4 土壌含有量基準(規則第31条第2項の基準をいう。)に適合していない特定有害物質の種類 なし
- 5 講ずべき指示措置 地下水の水質の測定  
(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県湖東環境事務所に備え置いて閲覧に供する。)

滋賀県湖東環境事務所告示第2号

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和4年2月18日

滋賀県湖東環境事務所長 仁科 克巳

- 1 指定する区域の所在地 彦根市正法寺町字竹之内562番2および字下山之越658番の各一部
- 2 指定する区域の表示 次の図のとおり
- 3 土壌溶出量基準(土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。)第31条第1項の基準をいう。)に適合していない特定有害物質の種類 鉛およびその化合物
- 4 土壌含有量基準(規則第31条第2項の基準をいう。)に適合していない特定有害物質の種類 鉛およびその化合物  
(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県湖東環境事務所に備え置いて閲覧に供する。)

県税事務所公告

軽油引取税免税軽油使用者証無効公告

次のとおり軽油引取税の免税軽油使用者証を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。

令和4年2月18日

滋賀県中部県税事務所長 西澤 甚一

業種	記号・番号	有効期限	免税軽油使用者証に記載された 使用者の所在地および氏名(名称)	亡失年月日
農業	滋賀県 第9227951号	令和6.3.31	東近江市合戸町246番地1 農事組合法人合戸営農組合	令和4.2.7

## 土木事務所公告

## 道路の位置の指定公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路として、次のとおりその位置を指定した。  
この関係書類は、滋賀県土木交通部建築課建築指導室および滋賀県湖東土木事務所に備え置き関係人の縦覧に供する。

令和4年2月18日

滋賀県湖東土木事務所長 山崎 彰 吾

指定道路の位置	指定道路の延長	指定道路の幅員	指定年月日
愛知郡愛荘町豊満字砂川原1272番11、1272番16、1337番2、1338番4	118.90m	6.00m	令和4.2.10

## 雑報

## 落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和4年2月18日

滋賀県立国際情報高等学校長 久米 克 尚

- 落札に係る物品等または特定役務の名称および数量 滋賀県立国際情報高等学校高性能炭酸ガスレーザー加工機1式
- 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県立国際情報高等学校 栗東市小野36番地 電話 077-554-0600
- 落札者を決定した日 令和3年10月4日(月)
- 落札者の氏名および住所 関東物産株式会社大阪支店 支店長 美好達雄 大阪府大阪市西区江戸堀一丁目26番20号
- 落札金額 55,250,000円(消費税および地方消費税を含まない。)
- 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和3年8月24日(火)

## 落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和4年2月18日

滋賀県立国際情報高等学校長 久米 克 尚

- 落札に係る物品等または特定役務の名称および数量 滋賀県立国際情報高等学校画像分析処理システム 1式
- 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県立国際情報高等学校 栗東市小野36番地 電話 077-554-0600
- 落札者を決定した日 令和3年10月6日(水)
- 落札者の氏名および住所 KYOTO'S 3D STUDIO株式会社 代表取締役 西村和也 京都府京都市左京区吉田中阿達町38番地7
- 落札金額 28,200,000円(消費税および地方消費税を含まない。)

- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和3年8月24日(火)

-----

#### 落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和4年2月18日

滋賀県立国際情報高等学校長 久 米 克 尚

- 1 落札に係る物品等または特定役務の名称および数量 滋賀県立国際情報高等学校高性能マシニングセンタ 1式
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県立国際情報高等学校 栗東市小野36番地 電話  
077-554-0600
- 3 落札者を決定した日 令和3年11月22日(月)
- 4 落札者の氏名および住所 関東物産株式会社大阪支店 支店長 美好達雄 大阪府大阪市西区江戸堀一丁目26番  
20号
- 5 落札金額 49,150,000円(消費税および地方消費税を含まない。)
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和3年10月12日(火)

